

2. 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

(1) 景観

ア 調査

(ア) 調査項目

本事業に伴う景観への影響については、予測、評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目を調査した。

a 地域景観の特性

- (a) 地域景観の状況
- (b) 主要な景観資源
- (c) 主要な眺望点

b 自然的・社会的状況

- (a) 規制等の状況
- (b) 土地利用の状況

(イ) 調査地域

調査地域は、事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある周辺最大 6km 程度の地域とした。

(ウ) 調査手法

調査方法は、入手可能な最新の既存文献、その他の資料及び現地踏査により、景観の状況等を整理する方法とした。

(エ) 調査結果

a 地域景観の特性

(a) 地域景観の状況

地域景観の状況は、「第3章 2. 自然的状況 (2) 地域の自然的状況に係る項目 ウ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」(p. 3-86~3-94) に示した。

事業実施想定区域は現西部スラッジセンターの敷地内であり、周辺には札幌市山口処理場、札幌市手稲水再生プラザ等の事業場、札幌市山口斎場などが存在するほか、山口緑地が造成されている。また、海岸側から砂浜、海浜植生群落、海岸林が連続的に分布している。

地形はほぼ平坦の低地であるが、南側の住居地区よりも若干高い土地に位置している。

(b) 主要な景観資源

① 自然景観資源

影響想定地域（景観）における自然景観資源の概要を、表5-2-1-1に示す。

表 5-2-1-1 自然景観資源の概要⁵⁴⁾

類型	自然景観資源名	図中番号	名称	概要
山地(非火山性)景観	断崖・岩壁	①	銭函天狗岳の岩場	比高127m、延長0.6kmの輝石安山岩(第三紀~第四紀)
河川景観	滝	②	乙女の滝	落差5m、滝口幅7mの一字状の滝
海岸景観	砂丘	③	紅葉山砂丘	延長8.5km、比高13mの1列の砂丘
		④	石狩砂丘	延長23.5km、比高8mの1列の砂丘

② 札幌景観資産

影響想定地域（景観）においては、札幌景観資産はない。

③ 市民主体の景観資源

事業実施想定区域の位置する手稲区においては、市民主体の景観資源はない。

54) 環境庁「第3回 自然環境保全基礎調査 日本の自然景観 北海道版」(平成元年)

(c) 主要な眺望点

影響想定地域（景観）における主要な眺望点は、表5-2-1-2に示す19地点を抽出した。このうち、本事業は同一敷地内で建て替え（リプレース）する計画であることから、現西部スラッジセンターの構造物が視認できる地点については、事業実施想定区域の視認性も高いと判断し、予測地点に選定した。

現西部スラッジセンターを視認できる眺望点は、近景域を除き札幌あすかぜ高等学校及び新川緑地（第一新川橋）であり、手稲山口地区などの中景域の市街地からは視認することができない。

また、一般国道337号の主要な幹線道路においても、事業実施想定区域を視認できる地点はほとんどない。

表 5-2-1-2 影響想定地域（景観）における主要な眺望点 ^{56) 57) 58) 59) 60)}

図中 番号	主要な眺望点	予測地点 の選定	事業実施想定 区域からの距離	景観の 区分
①	山口緑地・山口緑地パークゴルフ場	○	約75m	近景域
②	手稲山口バツタ塚	×	約110m	
③	札幌あすかぜ高等学校	○	約920m	中景域
④	前田森林公園	×	約2.4km	
⑤	星置公園・星置スケート場	×	約2.0km	
⑥	おたるドリームビーチ	×	約940m	
⑦	新川緑地（第一新川橋）	○	約1.1km	
⑧	小樽カントリー倶楽部	×	約1.3km	
⑨	明日風公園	×	約1.7km	
⑩	北海道科学大学	×	約2.6km	
⑪	JR北海道 函館本線 星置駅	×	約2.8km	遠景域
⑫	星観緑地・星観緑地パークゴルフ場	×	約3.4km	
⑬	稲穂ひだまり公園	×	約4.0km	
⑭	JR北海道 函館本線 手稲駅	×	約4.1km	
⑮	樽川公園	×	約4.2km	
⑯	手稲稲積公園	×	約5.1km	
⑰	富丘西公園	×	約5.3km	
⑱	サッポロテイネ（スキー場・ゴルフ場）	×	約5.9km	
⑲	北発寒公園	×	約6.3km	

注1：近景は500未満、中景は500m～3.0km、遠景は3.0km以上とした。

注2：視認可否における「○」は現西部スラッジセンターを視認でき、「×」はできないことを示す。

- 56) 公益財団法人 札幌市公園緑化協会ホームページ「札幌市内の公園マップ」
- 57) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 令和4年度」（令和4年8月）
- 58) 札幌市環境局みどりの推進部ホームページ「公園検索システム」
- 59) 札幌市手稲区「手稲区ガイド」（令和3年1月）
- 60) 環境庁「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」（平成12年9月）

b 自然的・社会的状況

(a) 規制等の状況

① 景観法

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念を定め、国、自治体、事業者及び住民の責務を示している。札幌市では、景観法に基づく「札幌市景観計画」及び「札幌市都市景観条例」を平成20年4月から共に施行し、景観計画区域及び景観計画重点区域において届出対象行為・規模に該当する場合、工事着手前の届出を必要としている。¹¹⁷⁾

事業実施想定区域は、景観計画重点区域ではないものの、札幌市内全域が景観計画区域であることから、計画する施設は届出対象の建築物に該当する。

② 札幌市都市景観条例

札幌市都市景観条例は、「札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資すること」を目的として平成10年3月に制定し、景観法の制定に応じて平成19年12月に改正した。

この条例において、景観法に準じた届出対象となる建築物及び工作物を定めており、図5-2-1-1に示す。

事業実施想定区域は、札幌市都市景観条例における「高度地区※」には該当しない。一方で、計画段階であるため、施設の仕様については未定であるが、延べ面積10,000㎡及び高さ30mを超えることが想定され、札幌市都市景観条例の届出対象となる施設である。計画にあたっては、札幌市都市景観条例に則り、景観に配慮を行う。

※高度地区とは、市街地の環境を維持し、またその利用を進めるため、建設物の高さの限度を定めるもの。

117) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「札幌市景観計画」（平成29年2月）

届出の対象となる区域

札幌市全域（景観計画重点区域を除く。）

届出対象行為

建築物等*1の新築(工作物にあっては新設)、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更*2(以下「建築等」という。)で、以下の届出対象規模に該当するもの。(ただし、増築にあっては、増築部分のみが下記の届出対象規模に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は下記の届出対象規模に該当せず、当該増築をもって下記の届出対象規模となるものは届出が必要。)

* 1 建築物等：建築物及び景観条例施行規則で定める工作物をいう。

* 2 外観の過半にわたる色彩の変更：それぞれの外壁の見付面積において、その半分以上を塗り替え等を行う場合。

・届出義務に係る規定が適用除外される行為 ○通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観条例施行規則で定めるもの
○震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急の措置として行う行為
○国の機関又は地方公共団体が行う行為は、通知が必要

届出対象規模

建築物	延べ面積が10,000㎡(札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域*3内には5,000㎡)を超えるもの	
	高度地区の指定がある場合	高度地区*4の種類
		18m高度地区、18m北側斜線高度地区
		24m高度地区
		27m高度地区、27m北側斜線高度地区
		33m高度地区、33m北側斜線高度地区
上記以外の地区		
指定なし		
壁面の長さが50mを超えるもの(高さが10mを超えるものに限る)		
工作物	橋りよう・擁壁などを除く	築造面積が2,000㎡を超えるもの 高さが31mを超えるもの
	橋りよう・高架道路・高架鉄道等	延長(橋りようにあっては橋長)が50mを超えるもの
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの
	* 3 都市機能誘導区域：都市再生特別措置法第81条の規定により定める札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域(都心)及び都市機能誘導区域(地域交流拠点)（詳細は31～34ページ参照）	
* 4 高度地区：都市計画法第8条第1項第3号の規定により、建築物の高さの最高限度を定められている地区		

図 5-2-1-1 札幌市都市景観条例の届出対象となる建築物及び工作物¹¹⁸⁾

③ 航空法

航空法第51条では、地上より高さ60mを超える建造物などには航空障害灯の設置を義務付け、骨組構造の建造物や細長い煙突に昼間障害標識(赤白の塗装)の設置を義務付けているものがある。

改築する焼却施設は、高さ60mを超えないことから、同法の適用は受けない。

(b) 土地利用の状況

事業実施想定区域周辺の土地利用の状況は、主に市街化調整区域であり、周辺には札幌市山口処理場、札幌市手稲水再生プラザ等の事業場、札幌市山口斎場などが存在するほか、山口緑地が造成されている。

118) 札幌市「景観計画区域」(平成29年2月)

イ 予 測

(ア) 予測項目

予測項目は、地域景観の特性に係る変化の程度及び代表的な眺望点からの眺望に係る変化の程度とし、以下の項目とした。

- a 地域景観の特性の変化
- b 代表的な眺望点からの眺望の変化

(イ) 予測時期

予測時期は、建設工事の完了する時期とした。

(ウ) 予測地域

景観の予測地点は、表5-2-1-3に示す19地点のうち、複数案による違いを適切に把握でき、地点計画する施設の供用により景観の特性や眺望の変化が想定される3地点を選定した。景観の予測地点を、図5-2-1-2(1)及び5-2-1-2(3)に示す。

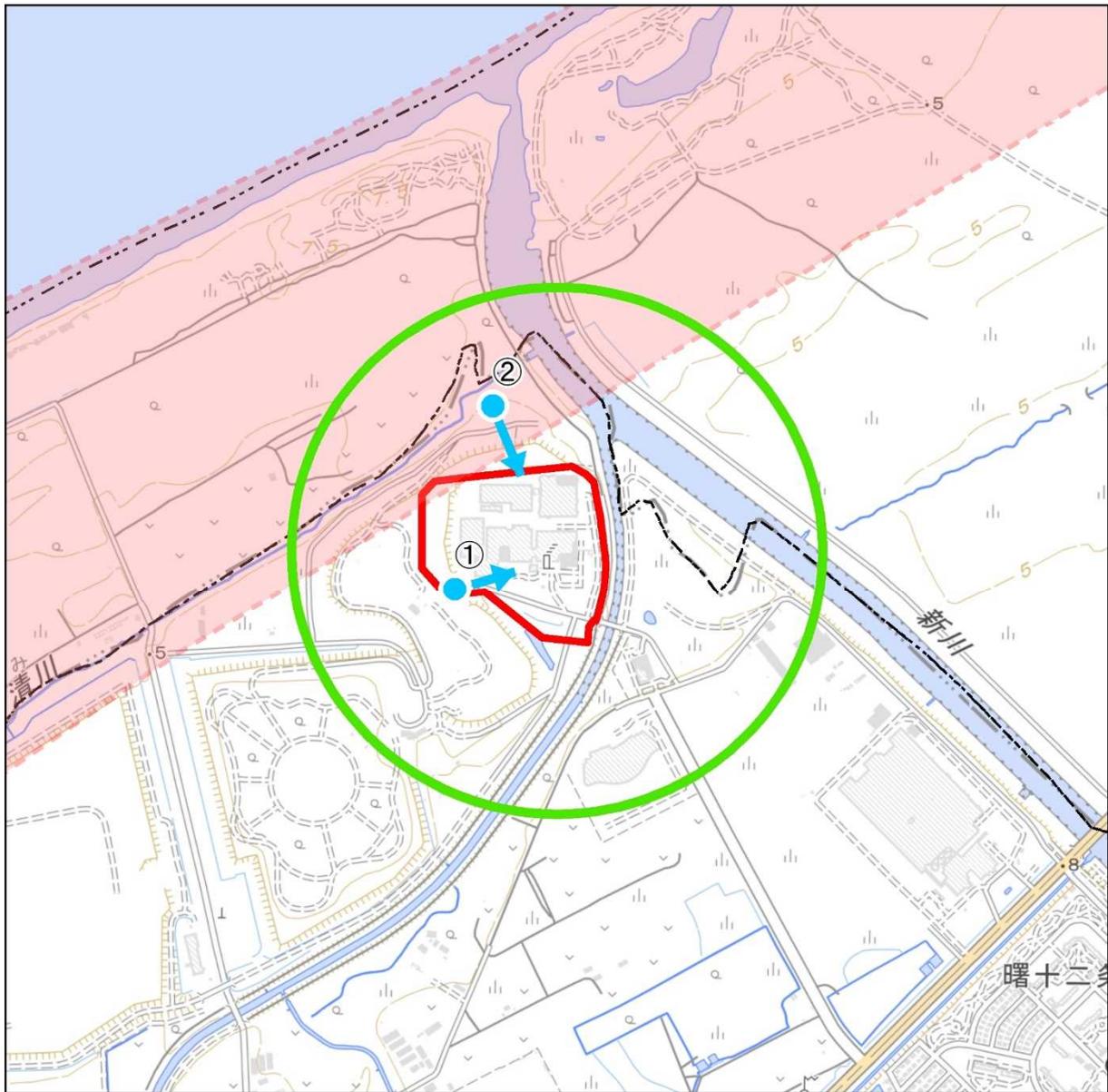
表 5-2-1-3 影響想定地域（景観）における主要な眺望点 ^{56) 57) 58) 59) 60)}

図中 番号	主要な眺望点	景観の 区分	予測地点 の選定	眺望可能な景観資源
①	山口緑地・山口緑地パークゴルフ場	近景域	○	特になし
②	手稲山口バッタ塚	500m以内	×	特になし
③	札幌あすかぜ高等学校	中景域 3km以内	○	特になし
④	前田森林公園		×	特になし
⑤	星置公園・星置スケート場		×	特になし
⑥	おたるドリームビーチ		×	特になし
⑦	新川緑地(第一新川橋)		○	特になし
⑧	小樽カントリー倶楽部		×	特になし
⑨	明日風公園		×	特になし
⑩	北海道科学大学		×	特になし
⑪	JR北海道 函館本線 星置駅		×	特になし
⑫	星観緑地・星観緑地パークゴルフ場		遠景域 3km以遠	×
⑬	稲穂ひだまり公園	×		特になし
⑭	JR北海道 函館本線 手稲駅	×		特になし
⑮	樽川公園	×		特になし
⑯	手稲稲積公園	×		特になし
⑰	富丘西公園	×		特になし
⑱	サッポロテイネ(スキー場・ゴルフ場)	×		石狩砂丘
⑲	北発寒公園	×		特になし

注1：近景は500未満、中景は500m～3.0km、遠景は3.0km以遠とした。

注2：「○」は予測地点とした箇所、「×」は事業実施の影響が及ばないと判断した箇所を示す。

- 56) 公益財団法人 札幌市公園緑化協会ホームページ「札幌市内の公園マップ」
- 57) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 令和4年度」（令和4年8月）
- 58) 札幌市環境局みどりの推進部ホームページ「公園検索システム」
- 59) 札幌市手稲区「手稲区ガイド」（令和3年1月）
- 60) 環境庁「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」（平成12年9月）



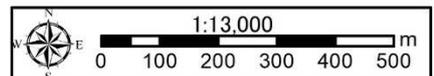
凡例

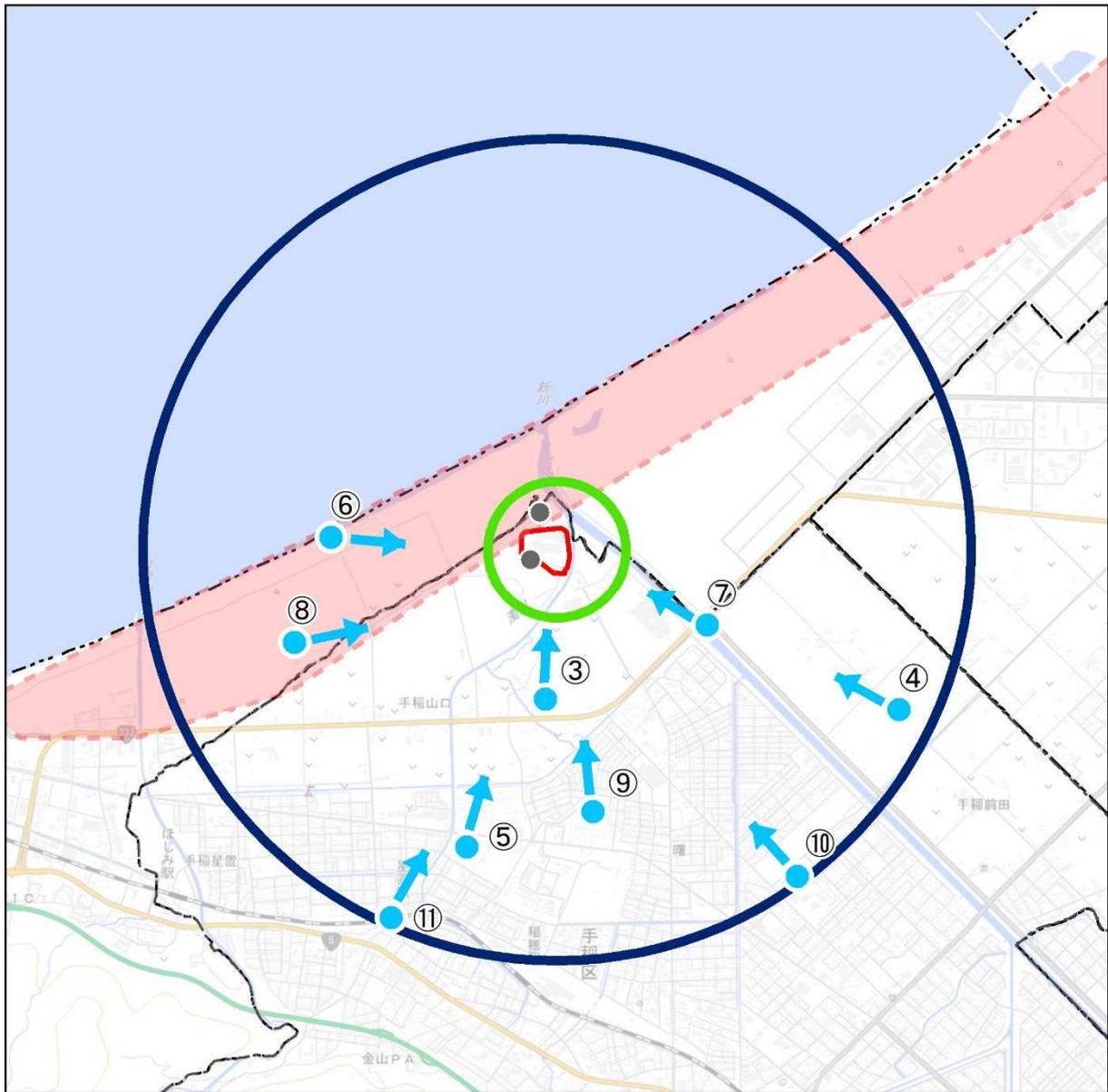
- 事業実施想定区域
- 市町村界
- 近景域(500m以内)
- 自然景観資源
- 主要な眺望点(近景域)
- ➔ 現施設の眺望方向
- ① 山口緑地・山口緑地パークゴルフ場
- ② 手稲山口バツ塚

図 5-2-1-1(1)

景観の予測地点(近景域)

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである





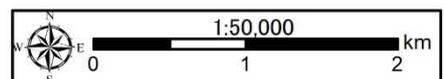
凡例

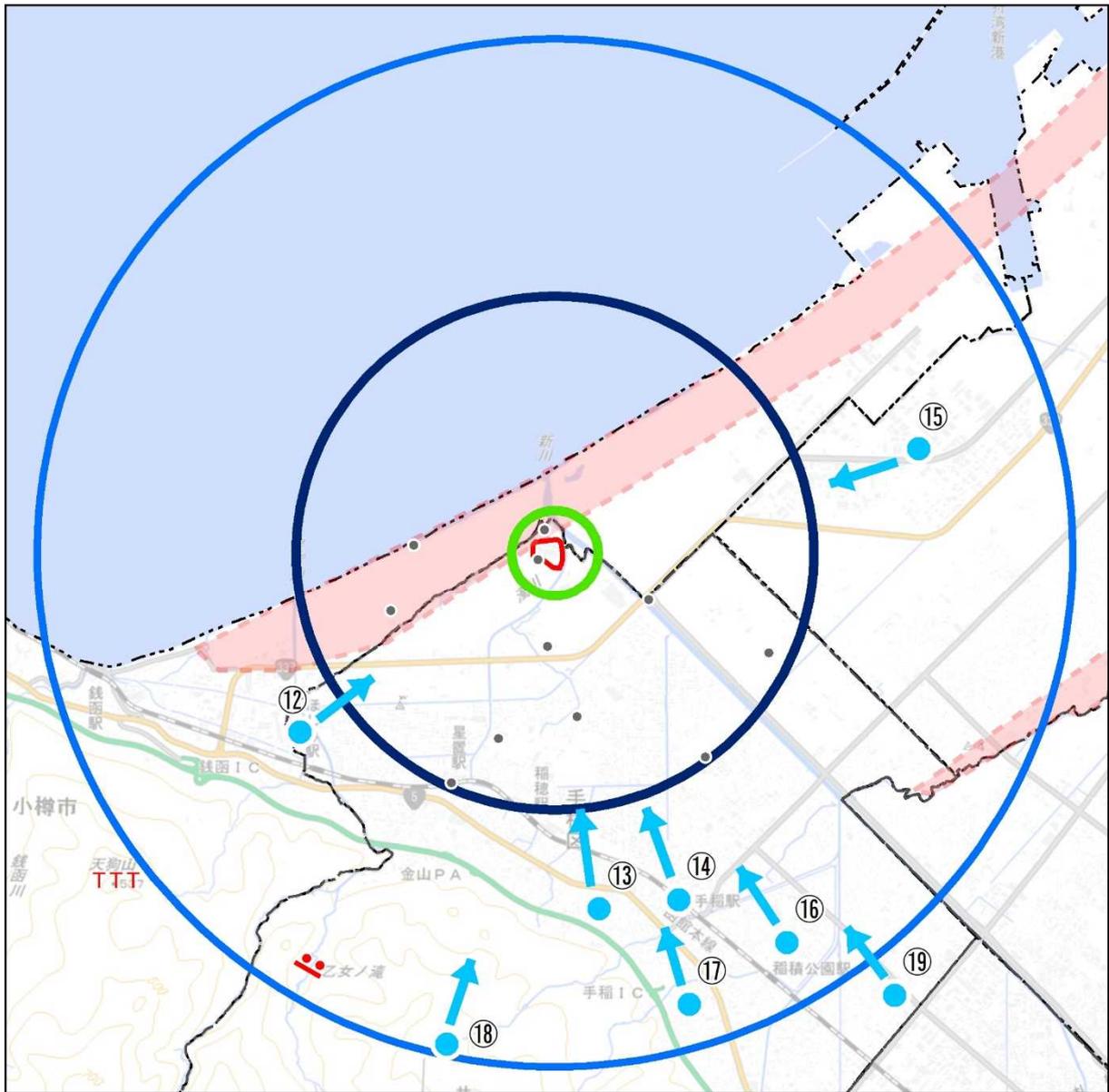
- | | |
|---|------------------|
|  事業実施想定区域 | ③ 札幌あすかぜ高等学校 |
|  区界 | ④ 前田森林公園 |
|  市町村界 | ⑤ 星置公園・星置スケート場 |
|  近景域(500m以内) | ⑥ おたるドリームビーチ |
|  中景域(3km以内) | ⑦ 新川緑地(第一新川橋) |
|  自然景観資源 | ⑧ 小樽カントリー倶楽部 |
|  主要な眺望点(中景域) | ⑨ 明日風公園 |
|  主要な眺望点(近景域) | ○ 北海道科学大学 |
|  現施設の眺望方向 | ○ JR北海道 函館本線 星置駅 |
| | 10 |
| | 11 |

図 5-2-1-1(2)

景観の予測地点(中景域)

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである



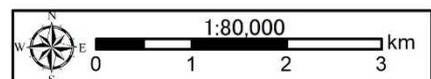


凡例

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 事業実施想定区域 | ⑫ 星観緑地・星観緑地パークゴルフ場 |
| 区界 | ⑬ 稲穂ひだまり公園 |
| 市町村界 | ⑭ JR北海道 函館本線 手稲駅 |
| 影響想定地域(景観) | ⑮ 樽川公園 |
| 近景域(500m以内) | ⑯ 手稲稲積公園 |
| 中景域(3km以内) | ⑰ 富丘西公園 |
| 自然景観資源 | ⑱ サップロテイネ(スキー場・ゴルフ場) |
| 主要な眺望点(遠景域) | ⑲ 北発寒公園 |
| 主要な眺望点(近景域・中景域) | |
| 現施設の眺望方向 | |

図 5-2-1-1(3)
景観の予測地点
(遠景域)

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである



(エ) 予測方法

a 予測方法

(a) 地域景観の特性の変化

周辺の土地利用や事業計画を基に、地域景観の変化を定性的に推定する方法とした。

(b) 代表的な眺望点からの眺望の変化

現況写真に施設の完成予想概図を合成したモンタージュを作成し、眺望の変化を定性的に予測する手法とした。

b 予測条件

対象とする複数案は、煙突高さ（30m、40m）に係る計画案とし、昼間の景観を対象とした。また、煙突の形状は現西部スラッジセンターの新1系と同等と想定する。

(オ) 予測結果

a 地域景観の特性に係る変化

地域景観の特性に係る変化は、現況の特性を整理した上で、事業計画をもとに、煙突高さの複数案ごとに定性的に予測した。予測結果を表5-2-1-4に示す。

表 5-2-1-4 地域景観の特性に係る変化の予測結果

予測地域	地域景観の現況	予測結果	
		煙突高30m	煙突高40m
近景域 中景域	観光客が訪れるような主要な眺望点等は存在しない。眺望可能な代表的景観資源は存在していない。予測地点では、現施設が既に地域景観として認識されている。	・地域景観の変化が小さい	・煙突高30mとほとんど変化なし
		・改築する煙突の形状は、現西部スラッジセンターの新1系と同等で煙突高は低く、同一敷地内で建て替えるする計画のため、地域景観への影響は小さい	

b 代表的な眺望点からの眺望の変化

選定した3地点についての眺望の変化に係る予測結果を表5-2-1-5に、眺望の変化を写真5-2-1-1～5-2-1-3に示す。

表 5-2-1-5 眺望の変化に係る予測結果

予測地点	予測結果	
	煙突高30m	煙突高40m
山口緑地・ 山口緑地パークゴルフ場	・眺望景観の変化は小さい	・煙突高30mとほとんど変化なし
	・煙突が東側に移動するが、煙突高にかかわらず、現状よりも煙突高が低くなるため、影響は小さい ・眺望できる景観資源なし	
札幌あすかぜ 高等学校	・煙突高にかかわらず、煙突は樹林により遮蔽されることから、視認できない ・眺望できる景観資源なし	
新川緑地(第 一新川橋)	・眺望景観の変化は小さい	・煙突高30mとほとんど変化なし
	・現施設も視認性は低い。 ・煙突が手前側に移動するが、煙突高にかかわらず、現状よりも煙突高が低くなるため、影響は小さい ・眺望できる景観資源なし	

現況



煙突高30m（煙突が東側に移動するが、煙突高は現状よりも低くなるため、影響は小さい）



煙突高40m（煙突が東側に移動するが、煙突高は現状よりも低くなるため、影響は小さい）



写真 5-2-1-1 山口緑地・山口緑地パークゴルフ場からの眺望の変化

現況



煙突高30m（煙突は樹林により遮蔽されることから、視認できない）



煙突高40m（煙突は樹林により遮蔽されることから、視認できない）



写真 5-2-1-2 札幌あすかぜ高等学校からの眺望の変化

現況（現施設も視認性は低い）



煙突高30m（煙突が手前側に移動するが、煙突高は現状よりも低くなるため、影響は小さい）



煙突高40m（煙突が手前側に移動するが、煙突高は現状よりも低くなるため、影響は小さい）



写真 5-2-1-3 新川緑地（第一新川橋）からの眺望の変化

現況（現況で煙突はほとんど視認できない）

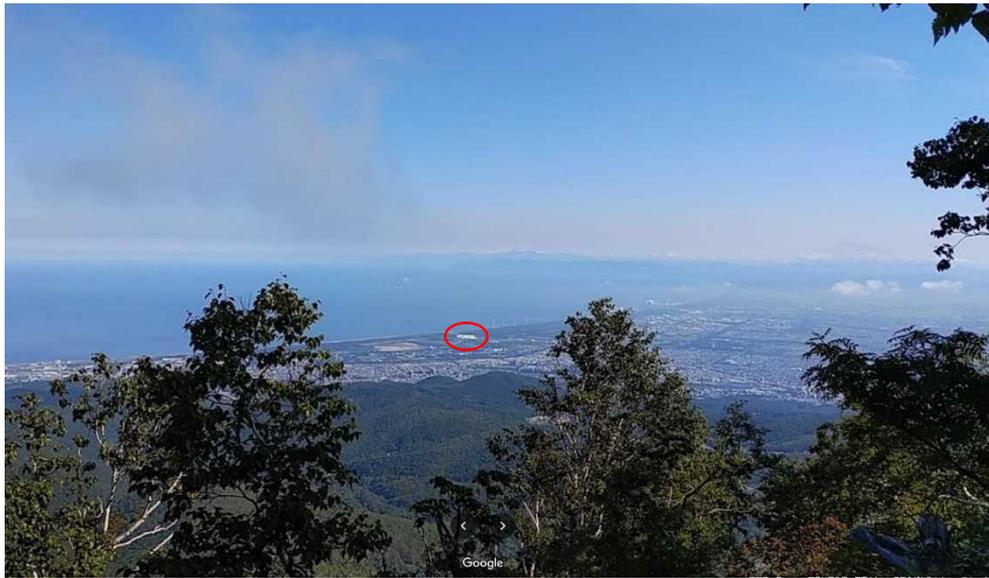


写真 5-2-1-4 手稲山山頂からの眺望の変化

ウ 評価

(ア) 評価方法

地域景観の特性及び主要な眺望点への環境影響について、現況と予測結果との対比を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、比較する方法とした。

(イ) 評価結果

地域景観の特性に係る変化の程度について、現施設からの変化の予測結果を踏まえた評価結果を表5-2-1-6に示す。

代表的な眺望点については、煙突高による眺望景観への変化はほとんどないものと評価した。また、周辺の事業業や管理緑地、海岸の眺望景観や手稲山をはじめとする山並み景観が変化する眺望点や居住地区はほとんどない。

なお、方法書段階以降においては、建築物の形状等について具体的な条件を設定した客観的な調査、予測及び評価方法を検討し、景観に及ぼす事業の影響をあらためて考察することとする。

表 5-2-1-6 地域景観の変化に係る評価結果

予測地域	景観への影響	
	煙突高30m	煙突高40m
近景域 中景域	・地域景観の変化が小さい	・煙突高30mとほとんど変化なし
	・改築する煙突の形状は、現西部スラッジセンターの新1系と同等で煙突高は低く、同一敷地内で建て替えるする計画のため、地域景観への影響は小さい	